

通 知 預 金

【令和7年4月1日以降、本商品は新規口座開設受付を終了しました。】

令和7年4月1日現在

1. 商 品 名	・ 通知預金
2. ご利用いただける方	・ 法人および個人のお客さま
3. 期 間	・ 定めはありません。(ただし、お預け入れされた日から7日間の据置期間が必要です。)
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 随時お預入れいただけます。 ・ 50,000円以上 ・ 1円単位
5. 払 戻 方 法	・ 7日間の据置期間経過後は一括して払戻しできます。 ただし、解約希望日の2日前までに当行への通知が必要です。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課 税	・ 市場金利に基づき設定した毎日の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・ 解約時に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を10,000円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。 ・ 個人のお客さま 20% (国税15%、地方税5%) の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の源泉分離課税が適用されます。 ・ 法人のお客さま 総合課税が適用されます。
7. 手 数 料	・ 定めはありません。
8. 付加できる 特 約 事 項	・ 法令に定められた条件を満たすお客さまの場合は、マル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取 扱 い	・ 据置期間中に解約される場合、解約日における普通預金利率により計算し、この預金とともにお支払いします。
10. 当行が契約している指定紛争解決機関	・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11. その他参考となる事項	・ 通帳によるお取扱いができます。 ・ この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。